

健全化判断比率及び資金不足比率



8 監 査 第 2 号  
令和8年8月17日

安城市長 三 星 元 人 様

安城市監査委員 中 西 肇

安城市監査委員 大 屋 明 仁

令和7年度決算に基づく健全化判断比率等審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和7年度決算に基づく健全化判断比率等について、次のとおり意見を提出します。



# 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

## 第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき市長から審査付された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率（以下「健全化判断比率等」という。）並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類に対する安城市監査基準第2条第1項第7号の規定による審査

## 第2 審査の対象

令和7年度安城市決算に係る健全化判断比率等及びそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

算定対象範囲は以下のとおりである。

- ・ 安城市一般会計
- ・ 安城市特別会計（安城市国民健康保険事業特別会計を始め5特別会計）
- ・ 安城市水道事業会計
- ・ 安城市下水道事業会計

## 第3 審査の期間

令和8年7月22日から令和8年8月17日まで

## 第4 審査の着眼点

比率の算定基礎となった書類等が関係法令に準拠して作成され、その算定過程は適正か等を審査した。

## 第5 審査の実施内容

この健全化判断比率等審査に当たっては、安城市監査基準の規定に基づき、健全化判断比率等及びそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令の規定に準拠して作成され、また、計数の照合を行うとともに、関係職員の説明を聴取して審査を実施した。

## 第6 審査の結果

審査に付された健全化判断比率等及びそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に準拠して作成されており、その内容は関係書類と符合し、適正に表示され、計数も正確であると認められた。

## 第7 健全化判断比率等の概要

### 1 健全化判断比率

(単位：％)

| 指 標             | 令和7年度   |         | (参考) 令和6年度 |         |
|-----------------|---------|---------|------------|---------|
|                 | 健全化判断比率 | 早期健全化基準 | 健全化判断比率    | 早期健全化基準 |
| 実 質 赤 字 比 率     | —       | 11.28   | —          | 11.33   |
| 連 結 実 質 赤 字 比 率 | —       | 16.28   | —          | 16.33   |
| 実 質 公 債 費 比 率   | 0.0     | 25.0    | 0.4        | 25.0    |
| 将 来 負 担 比 率     | —       | 350.0   | —          | 350.0   |

### 2 資金不足比率

(単位：％)

| 会 計           | 令和7年度  |         | (参考) 令和6年度 |         |
|---------------|--------|---------|------------|---------|
|               | 資金不足比率 | 経営健全化基準 | 資金不足比率     | 経営健全化基準 |
| 水 道 事 業 会 計   | —      | 20.0    | —          | 20.0    |
| 下 水 道 事 業 会 計 | —      |         | —          |         |

(注) 比率が「0」又は負の値である場合は、「—」で表示した。